

グリーンボンドガイドライン 2017 年版の改定に当たっての主な論点整理

1. 第1章「はじめに」、第2章「グリーンボンドの概要」関係

(1) 試行的債券発行 (P. 3)

グリーンボンド市場が成熟していない我が国の当時の状況に鑑み、ガイドラインの期待事項（グリーンボンドと称する債券が備えることを期待する基本的な事項）を満たしていない試行的な債券であっても、調達資金が環境改善効果のある事業に確実に充当されるのであれば、グリーンボンド発行に向けた知見の蓄積という点で有効、としていた。

グリーンボンド市場が拡大してきている現状を踏まえると、当該記述は削除しても差し支えないのではないかと。少なくとも、期待事項を満たさない債券であっても、グリーンボンドとして許容するように誤解を与える記述は修正の必要がないかと。

(2) グリーンボンドのメリット (P. 8~10)

グリーンボンドの発行事例の蓄積に伴い、得られるメリットについて追加してはどうか。

例えば、投資家のメリットとして、クレジットイベント発生時のリスク耐性がある可能性、企業からの環境改善効果等に関する情報の開示を踏まえエンゲージメントを実施できる可能性について記載してはどうか。

2. 第3章「グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法」関係

(1) 調達資金の使途

① 資金使途の例示 (P. 11)

資金使途については、厳格化する動きがあるが、我が国の現状に鑑みれば時期尚早であり、引き続き、市場関係者の判断に資するよう具体的な例示を示していくことが適当ではないかと。

② リファイナンス (P. 18)

GBP2017 を踏まえ、リファイナンスの対象になるプロジェクトの対象期間を示すことを推奨する記述を追加してはどうか。

ガイダンスハンドブック 2019 を踏まえ、長期のグリーンアセットの場合、複数のグリーンボンドによってリファイナンスすることは可能であり、継続的な環境改善効果は発行体によって(再)評価され、必要に応じて外部レビューによって確認されるべきであること等を追加してはどうか。

③ カテゴリー・事業 (P. 11)

GBP2017、GBP2018 を踏まえ、グリーンプロジェクトのカテゴリーや例示する事業を追加・明確化してはどうか。

具体的には、グリーンビルディングを 10 番目のカテゴリーとする、「自然資源の持続可能な管理に関する事業」に土地利用に係る持続可能な管理、自然景観の保全及び復元を追加する等が考えられる。

(2) プロジェクトの評価及び選定のプロセス

① 投資家への事前説明 (P. 20)

GBP2017 を踏まえ、グリーンプロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する投資家への事前説明の範囲について、概要でよいとする記載は削除してはどうか。

個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合に、グリーンボンド及びグリーンローン共通のグリーンプロジェクトを評価・選定する基準・プロセスを構築する事例が出てきている旨追記してはどうか。

② 包括的な目的・戦略・政策・プロセス上の位置付け (P. 20)

GBP2017 を踏まえ、環境面の目標、規準、プロセスについて、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、政策及び／又はプロセスの文脈の中に位置付けることを、望ましい事項として追加してはどうか。

特に、ESG 評価の低い企業や、化石燃料等の意見が分かれるセクター/技術へのエクスポージャーを持つ企業にあっては、グリーンボンドは発行体そのものというよりプロジェクトに焦点を当てるため、グリーンプロジェクトを資金用途とすればグリーンボンドを発行することは可能と考えられるが、その場合、環境面での持続可能性に係る包括的な目標、及び選定したプロジェクトに関連する潜在的な環境リスク及び社会的リスクを特定し管理する方法等を投資家に公表することが重要となる。

③ 規準 (P. 21)

GBP2017 を踏まえ、適格性についての規準について、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、制御するために適用される排除クライテリアを含むことを明確化してはどうか。また、グリーンプロジェクトの選定に当たり参照する環境基準・認証についても情報開示が望まれる旨追記してはどうか。

(3) 調達資金の管理 (P. 22)

GBP2017 を踏まえ、調達資金に係る手取金又は手取金と同等の金額について追跡管理を行えば良いこととしてはどうか。

(4) レポーティング

① 開示のタイミング (P. 25)

GBP2018 を踏まえ、資金使途に関する開示事項に大きな状況の変化が生じた場合には随時開示すべきと修正してはどうか。

② 指標 (P. 29 ~36)

指標の例について、ICMA のインパクト・レポーティングのセクター別ガイダンスや昨今の発行事例を踏まえ、我が国において汎用的と考えられる指標を追加し、環境改善効果の算定方法についても最新版にアップデートしてはどうか。

具体的には、グリーンビルディングに係る指標として、CO2 排出削減量に加え、水資源使用効率化、廃棄物管理等を追加すること等が考えられる。

国際的な目線とのギャップが大きくなってきている指標例(例えば指標例の6及び7)については、ミスリードにならないようにする必要があるのではないか。

③ 開示方法 (P. 27 ~28)

レポーティングの開示様式例について、ICMA のインパクト・レポーティングのセクター別ガイダンスを踏まえ、追加すべきか。

(5) 外部レビュー

① 全般的事項 (P. 37)

外部レビューについて、取得を義務化する動きがあるが、我が国においてどうすべきか。例えば政府系の発行体や私募債の場合、投資家によっては不要とすることもあることから、追加コストの削減の観点からも、引き続き、望ましい事項にとどめることが適当か。

② 類型 (P. 37)

GBP2018 を踏まえ、外部レビューについて、独立性・客観性を重視しコンサルタント業務との区別を明確化し、外部レビューの類型として、コンサルタントレビューをセカンド・パーティ・オピニオンに修正してはどうか。

③ 外部レビューガイドライン 2018 への対応 (P. 37)

外部レビューガイドライン 2018 を踏まえ、外部レビュー機関の倫理的・専門的基準や外部レビュー機関の体系と内容に関する追記をすべきか。

なお、グリーンボンド発行体制整備促進事業(補助事業)における発行支援者の登録要件においては、既に外部レビューガイドライン 2018 と整合するよう修正したところ。

3. その他

(1) サステナビリティボンド

サステナビリティボンド(グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの双方の組み合わせに対する初期投資又はリファイナンスのみに調達資金の全てが充当される債券であって、GBP と SBP に共通する4つの核となる要素に適合するもの)は、グリーンボンドの要素も併せ持つものであり、その意義について、追加すべきではないか。

(2) グリーンボンドガイドラインの構造

グリーンボンドガイドラインでは、具体事例や指標の事例、モデルケース等を充実させているが、読みやすさの観点から、ある程度の分量がある

- ・ 資金使途の例示
- ・ ポジティブなインパクトの具体例
- ・ ネガティブなインパクトの具体例
- ・ 開示情報の具体例及び具体的な指標の例

については、解説書として整理し、随時アップデートしていく構成としてはどうか。

(3) 発行推移等のデータ

第2章2. グリーンボンドを巡る現状については、グリーンボンド発行促進プラットフォームにおいて随時アップデートした情報を掲載しており、削除してはどうか。

(4) モデルケース

第4章モデルケースについては、発行事例が増加・多様化してきた状況を踏まえ、参考資料の位置付けに変更してはどうか。